

改正

平成30年12月20日教委告示第18号

(趣旨)

第1条 この要綱は、竹原市学校給食センター（以下「センター」という。）に給食物資を納入する業者の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録業者の資格要件)

第2条 給食用物資の納入業者としての登録を受けようとする者は、次のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 竹原市内に本店、支店、製造工場又は営業所等を有する者及び現在物資を納入している者であること。
- (2) 製造業者、卸売業者及び小売業者であること。
- (3) 工場、店舗及び販売所等固定した営業施設等を有し、緊急に即応し得る体制が整っている者であること。
- (4) 2年以上の営業経歴を有する者であること。ただし、新たに組合等を組織して登録しようとする者については、各組合員等が2年以上の営業経歴を有する者であること。
- (5) 工場及び営業施設等の管理状況並びに食品衛生保持の状態が優秀であり、従業員に対する健康管理が十分行き届いている者であること。
- (6) 仕入れ及び製造加工能力が十分あり、指示した期日、時刻に指定した場所に納入できる配送能力を有する者であること。
- (7) 市税及び消費税を完納していること。
- (8) 営業に関し、法律上資格を必要とする業種にあつては、その資格を有している者であること。

(登録業者の名簿)

第3条 登録業者として認定したときは、竹原市学校給食センター給食物資納入業者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登載するものとする。

- 2 登録名簿の更新は、1年に1回行うものとする。ただし、第4条第4項ただし書きの規定により登録申請書が提出され、所長がこれを承認することとなった場合においては、その都度、登録

名簿の更新を行うものとする。

(登録の申請)

第4条 登録業者の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、竹原市学校給食センター給食物資納入業者登録申請書（別記様式第1号。以下「登録申請書」という。）を竹原市学校給食センター所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。

2 登録申請書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 営業規模概況調書

(2) 当該営業に関する許可、認定等の証明書（写し）

(3) 竹原市内の事業者にあつては、納税証明書（市税）別紙所定の様式による（申請日の1月以内であるもの）

(4) 納税証明書（消費税）（写し）

(5) 製造及び加工を伴う品目を登録しようとする者にあつては、食品衛生監視票（写し）

3 申請者のうち竹原市物品調達等及び委託役務入札参加資格審査要綱（平成30年竹原市告示第49号）第11条の名簿に登録されている者は、前項第1号から第4号までの書類を省略することができる。

4 登録の申請は、毎年1月10日から1月25日までの間（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に行うものとする。ただし、所長が必要と認める場合においては、当該期間以外であっても登録申請書を提出できるものとする。

(登録の採否)

第5条 所長は、登録申請書の提出があつた場合は、登録申請書及び添付書類を審査し、必要に応じて店舗、工場等の調査をし、登録の採否を決定する。

(登録の採否の通知)

第6条 所長は、登録業者として適格と認定した者（以下「登録業者」という。）には、竹原市学校給食センター物資納入業者登録承認書（別記様式第2号）を交付するとともに、登録名簿に登載する。なお、認定することが適当でないと認めたときは、竹原市学校給食センター物資納入業者登録非承認書（別記様式第3号）により登録業者として認定しない旨を通知するものとする。

(登録有効期間)

第7条 登録名簿に基づく登録業者の有効期間は、登録した年の4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 第4条第4項ただし書きの規定により登録申請書が提出され、所長がこれを承認することとな

った場合における登録業者の有効期間は、承認した日から前項に定める終期までとする。

(登録事項の変更)

第8条 登録業者は、営業内容その他登録申請内容に変更を生じた時は、速やかに竹原市学校給食センター給食物資納入業者登録変更申請書（別記様式第4号。以下「変更申請書」という。）を所長に提出しなければならない。

2 所長は、登録業者から提出された変更申請書の内容が適当であると認めたときは、竹原市学校給食センター物資納入業者登録変更承認書を交付するとともに、登録名簿の記載事項を変更登録する。なお、変更事項について認定することが適当でないとき、竹原市学校給食センター物資納入業者登録変更非承認書により登録業者として認定しない旨を通知するものとする。

(登録の取り消し等)

第9条 登録業者が、次のいずれかに該当するときは、物資納入の一時停止又は登録を取り消すものとする。

(1) 第2条の資格条件に欠けたとき。

(2) 所長が指示する事項に従わないとき。

(3) 登録申請書及び添付書類に虚偽の記載があったとき。

2 納入物資の一時停止又は登録を取り消した業者に対しては、その旨を通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(申請期間の特例)

2 平成22年における登録申請書の提出期間は、第3条第3項の規定にかかわらず、所長が別に定める。

附 則（平成30年12月20日教委告示第18号）

この告示は、平成31年1月1日から施行する。